

## 申請内容について

Q	A
冷蔵・冷凍車の補助対象経費について、冷蔵・冷凍機能に必要なコンテナ等及びその取り付け以外に、具体的に何が補助対象になるか？	コンテナに付随する左右のスライドドアの追加、冷蔵・冷凍シャーシや冷蔵・冷凍機能を維持するための発電機、バッテリー、コンプレッサー等は対象とします。これ以外でも、冷蔵・冷凍機能の維持に必要なオプションであることがわかる内容を見積書に記載するか、書類・資料で証明できる場合は、補助対象とします。
システム開発費について、補助対象範囲は？	システムを動かすために付随する経費はシステム等開発費として補助対象となります。ただし「保守費」や「ランニングコスト」は対象外となります。
補助対象経費となる、冷蔵車、冷凍車として機能するために必要なコンテナ等及びその取り付けとはコンテナ以外に具体的に何が対象になるか？	冷凍シャーシや冷凍機能を維持するためのバッテリーやモーター等は対象といたします。見積取得の際にオプション欄の中で、冷蔵車、冷凍車を機能するための必要オプションが分かるよう記載をお願いいたします。
冷蔵車、冷凍車の購入を予定しているがオプションについてどこまで補助対象経費となるか？	原則車両本体価格のみが対象であり、オプションは補助対象経費としません。ただし、冷蔵車、冷凍車として機能するために必要なコンテナ等及びその取り付けについては補助対象経費とします。
合理化計画の認定にあたり、農林水産省に認可申請する際に必要なものについて	冷凍車なら冷凍車の購入見積書、業務システムなら業務システムの機器等の見積書＋カタログ等の性能・仕様を証明する書類を参考添付してください。
食品加工機器や、倉庫・集荷場所における搬送装置(例コンベア)を導入する際に、機械本体費のほか、設置工事費、電気工事費、運搬費、設計費、諸経費は対象でしょうか？	補助対象は現段階では機械本体費のみ対象であり、それに付随する諸経費は対象としない予定です。ただし申請内容によっては、本体+付随経費の一部も認められる可能性がありますので、適宜、合理化計画認定の際に農林水産省が精査いたします(想定例:加工機器本体+それを動かすためのソフトなどであれば、効率化を図る機器一体とみなす)。
機器などを購入する際に納期に時間を要することが想定されるため、交付決定が決定する前に、機器の購入や仮押さえ、仮契約、予約を行う事は可能か？	できません。予約などで契約書を結ぶ日付が交付決定より前の日付である場合補助対象にならないため、交付決定通知前の段階では見積取得程度でお願いいたします。
リース契約の場合は、リース契約締結日が交付決定より後の日付になっていれば問題ないのか	交付決定後のリース契約であれば問題ありません。
販売促進の目的である営業車は対象か、「冷蔵車・冷凍車などの車両」の範囲は？ 需要の維持・拡大するための目的で購入する「営業車」は補助対象になるのか？	今回の補助事業では「営業車」は販売促進活動に使用するとしても、事業目的以外の使用など汎用性が想定されるため対象としない予定です。例えばパソコンの購入なども汎用性が想定されるような場合は対象としない予定です。販売促進活動に係る経費は、販促・PR等に係る経費(展示会時の出展費用やPRチラシの作成など)と読み取って頂ければと思います。
リース事業について	リース事業についても今回の補助金の対象としておりますが、補助対象範囲はリース物件本体のみであり、それに係る手数料、保険料、保守管理費、金利、また消費税は補助対象にはなりません。なお、詳細については実施規程 第2対象事業の2をご参照ください。
応募者多数で各団体(事業実施者)1億円の枠を超過する場合も想定される。構成員上限1000万円以内、団体枠1億円以内の条件を満たせば、各構成員の補助率1/2を下げることは事業実施者の裁量で可能か？	当方でも事業実施者側で補助率を調整する事例がなく、現段階では判断しかねます。基本的には事業実施者側の裁量で補助率を調整することは難しいと考えます。実際に1億円を超えそうなケースがある場合には、農林水産省にご相談ください。
組合単位で補助額が決まった場合、組合で各申請の割合を決めているのでしょうか？	組合単位での申請の段階で、個々の事業者の積み上げとなりますので補助率は一律です。
複数見積もりは2件でもよいのか？	原則3件以上とします(どうしても揃わない事情が認められる場合は2件でも可とします。その場合は理由書をご提出いただきます。)
複数見積もりはどの段階で取得すれば良いのか？	食流機構への補助金交付申請書の提出時には複数見積もりを取得し、適正な価格で交付申請を行ってください。なお、交付決定日が交付申請時に提出する複数の見積書の有効期間内であれば、交付決定後にこの見積書を根拠として、リース業者やリース料を決定することは可能です。
複数見積もりは購入、リースするすべての対象物において必要か？	取得価格が50万円以上のものについては、原則複数見積もりが必要で

## 申請内容について

Q	A
入札はどのようなケースで必要か？	原則、複数見積もり(3件以上)として、入札が望ましい設備等と判断した場合に限り、採択通知の際に別途指示します。
パソコン(PC)を対象としない理由は？	PCは事業以外の汎用性が想定されるため不可とします(システムの構築に伴いやむを得ず必要となる分は可)。
リースを利用する場合の見積りの取得は、対象物件(メーカーからの)の相見積、及びリース会社についても複数の候補で見積りが必要になるのですか？	メーカーの相見積もり又はリース会社の相見積もりが必要です。
インボイスのシステム改修及び販促の為にWebページを改修(ペーパーレスやDX化も)を行うのですが、どうしても来年度以降の実施となりますが、補助金の対象となりますか？	対応を検討中です。
今回の補助金の対象となり得る物を1月以降に導入しましたが、申請前に購入した物に関しては対象外でしょうか？	交付決定日の前に契約や導入した施設・設備等は補助対象外となります。
アフターコロナ需要獲得事業のうち、新商品・サービスの開発で補助金を求めたいが、同じ農水省の別事業「販路新規開拓緊急対策事業」の様に、申請に際して種々の必須条件・提出書類(過去5年間のデータ等)が必要になるのか？	「販路新規開拓緊急対策事業」とは全く異なる事業ですので必須条件・提出書類等も異なります。申請に際する必須条件については実施規程のとおりであり、販売実績等は要件になっておりません。提出書類については実施規程に記載のほか公募開始時にお示ししますが、過去5年間のデータを求める予定はございません。
卸売業での商材(食材)販売も「アフターコロナ需要獲得事業」との認識で本事業の対象になりますか？	単なる食材の販売は補助対象にはなりません。
計画時は「現金購入」を予定していましたが、諸事情により「リース購入」に切り替えることは可能ですか？また、その逆のパターンも可能ですか？	可能です。購入方法を変更する場合は必要に応じて再度複数見積りを取得してください。また、変更の内容が実施規程第7の8に該当する場合は事前に変更等承認申請書を食流機構に提出し、承認を得てください。なお、変更に伴い、補助対象となる経費が増額となった場合でも、補助金の上限額は交付決定時に通知した補助金額が上限となります。補助対象となる経費が減額になった場合は、交付決定時に通知した補助金額も減額となります。変更の内容によっては、農林水産省から認定を受けている「食品等流通合理化計画」の計画変更も必要になる場合があります。
食品加工機器、冷蔵庫、冷凍車・冷蔵車の耐用年数は何年ですか？	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数は次のとおりです。 食品加工機器:10年、業務用冷蔵庫:6年、冷凍車・冷蔵車:5年
冷凍車・冷蔵車など改造を要する車両について、相見積り取得するのが困難な場合は、どうすれば良いですか？	事業実施者が事業を実施するために必要な仕様を満たした同性能又は類似性能の車両の見積りを複数取得してください。複数見積りの取得が不可能であった場合はその理由を記した理由書を作成、提出していただきやむを得ない事情と認められる場合は補助の対象となりえます。
法定耐用年数を超えてリース期間を設定することは可能ですが？	本事業でリースにより設備導入される場合のリース期間は、耐用年数以内となります。
今回のポストコロナ事業において「割賦」も利用可能か？	割賦については、「購入」と解釈され、購入者への所有権の移転は支払が完了した際に生じます。このため例えば5年の割賦契約を結んだ場合、「購入」する事業にも関わらず、所有権の移転が5年後の支払完了後となるので、事業の完了が5年後という解釈になります。今回のポストコロナ事業においては、割賦契約を結ぶと事業実施期間内に事業を完了させることが難しくなりますので、リースもしくは通常の現金購入が適当と考えます。
リース業者と残価設定した上でリース契約を行った場合、補助金の計算はどうなるのか？	本事業では、「残価付きリース」、「所有権移転(購入選択権)付リース」は補助対象外となります。